

第3 こどもと家庭の福祉

I 児童の福祉

1 児童福祉の現状

核家族化の進行、共働き家庭の増加、女性の社会進出、経済状況の不安定化などにより児童をとりまく環境は複雑化している。これらに起因し、留守家庭児童の増加、子育ての孤立化、養育に関する自信喪失、要保護児童の増加、児童虐待、ヤングケアラーなどが問題となっている。

このような社会環境の中、本市では、明日の社会を担う児童を心身ともに健全に育成するために、各種の施策を実施し、児童福祉の増進を図っている。

2 児童の健全育成

1 児童健全育成事業

児童健全育成の拠点としては、平成15年4月に米の宮公園内に「ぐるん・ぱ よねのみや」が開設し、平成25年6月に「東部児童館」が開設した。また、平成5年11月開設の「広見児童館」が耐震工事を終了し、平成26年4月にリニューアルオープンした。更に、平成30年4月に「北西部児童館」が開設した。

これらの施設では、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするために、児童厚生員による遊びや体操の指導、遊具や遊び場の提供を行っている。

利用状況

(単位：人)

年度	広見児童館			ぐるん・ぱ よねのみや			東部児童館			北西部児童館		
	こども	大人	合計	こども	大人	合計	こども	大人	合計	こども	大人	合計
令和2年度	6,058	2,438	8,496	10,584	7,758	25,011	10,801	5,633	16,434	11,669	8,222	19,891
	開館日数：246日 1日平均：35人			開館日数：244日 1日平均：75人			開館日数：246日 1日平均：35人			開館日数：246日 1日平均：52人		
令和3年度	7,475	2,954	10,429	12,372	8,851	21,223	7,037	3,810	10,847	5,538	3,731	9,269
	開館日数：268日 1日平均：39人			開館日数：267日 1日平均：79人			開館日数：268日 1日平均：40人			開館日数：268日 1日平均：35人		
令和4年度	8,046	3,675	11,721	12,703	9,021	21,724	8,134	4,494	12,628	6,765	4,084	10,849
	開館日数：292日 1日平均：40人			開館日数：292日 1日平均：74人			開館日数：292日 1日平均：43人			開館日数：292日 1日平均：37人		

2 放課後児童健全育成事業

放課後帰宅しても保護者のいない児童を対象に育成支援を行うのが放課後児童クラブである。日曜日・祝休日を除き毎日開所して、放課後児童支援員等が家庭的な雰囲気の中で育成支援を行っている。

現在、放課後児童クラブの数は48となっている。

放課後児童クラブの利用者数の推移<各年度4月1日現在>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広見子どもクラブA	81	64	58	59
広見子どもクラブB	79	63	57	58
富士見台児童クラブ	72	87	92	108
富士かじま児童クラブ第1	52	53	65	59
富士かじま児童クラブ第2	52	52	60	60
富士かじま児童クラブ第3	48	45	53	50
小木の里児童クラブA	52	48	69	60
小木の里児童クラブB	100	95	72	57
小木の里児童クラブC	—	—	—	41
大淵児童クラブ	92	95	74	87
ききょうの里児童クラブA	99	108	122	67
ききょうの里児童クラブB	96	101	124	63
ききょうの里児童クラブC	—	—	—	58
ききょうの里児童クラブD	—	—	—	54
須津なかよしクラブ	47	39	41	83
須津げんきクラブ	35	77	84	38
須津スマイルクラブ	26	—	—	—
よしわらっ子児童クラブ第1	45	38	32	33
よしわらっ子児童クラブ第2	46	41	33	32
いまいずみ児童クラブ	65	68	63	90
いまいずみ第2児童クラブ	64	67	63	37
伝法児童クラブ第1	60	60	60	60
伝法児童クラブ第2	60	60	60	60
丘第1児童クラブ	54	55	45	50
丘第2児童クラブ	81	78	64	69
丘第3児童クラブ	80	76	64	67
たごうら南児童クラブ	48	53	49	57
たごうら北児童クラブ	47	52	53	69
元吉原児童クラブ	26	40	45	57
岩松北第1児童クラブ	88	84	86	51
岩松北第2児童クラブ	44	41	42	71
岩松北第3児童クラブ	44	41	42	53
青葉台児童クラブA	71	72	54	59
青葉台児童クラブB	71	71	81	85

放課後児童クラブの利用者数の推移<各年度4月1日現在>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松風児童クラブ1	84	88	96	52
松風児童クラブ2	41	44	49	102
はらだ児童クラブ	63	85	88	84
てんまっ子児童クラブ	68	65	62	56
吉永第一児童クラブ	95	93	84	87
神戸児童クラブ	48	41	40	52
岩松かりがね学童クラブ第一	60	52	55	61
岩松かりがね学童クラブ第二	60	51	55	63
富士北児童クラブ月組	92	65	72	73
富士北児童クラブ星組	79	64	65	79
よしきた児童クラブ	29	30	11	10
富士本児童クラブ	18	18	10	8
ふじかわ第一児童クラブ	77	87	55	70
松野ハッピークラブ	45	40	35	42
浮島児童クラブ	19	23	19	22
合計	2,803	2,770	2,703	2,863

3 児童遊び場

宅地化の進行や開発により、身近な自然や遊び場が減少しているため、市では児童遊び場を設置し、また、町内が設置する遊び場に対し、設置費、修理費等の助成を行っている。

児童の遊び場（街区公園）の現況<令和5年4月1日>

※資料：みどりの課

		設置数	延面積	平均面積
街区公園		128 か所	226,500 m ²	1,769.5 m ²
児童遊園 (児童遊び場)	市設置	22 か所	23,289 m ²	1,085.6 m ²
	町内設置	76 か所	35,101 m ²	461.9 m ²
	計	98 か所	58,390 m ²	595.8 m ²
合計		226 か所	284,890 m ²	1,260.6 m ²

4 児童の事故防止

幼児の交通事故は、車両同乗中の事故も含め多数発生している。本市は、幼児の交通事故防止のため、交通安全協会富士地区支部と協力し、幼児に向けた交通安全教室等での活動を通し、交通安全に対する意識の向上に努めている。

幼児交通事故発生状況（1歳から就学前児童）

※資料：市民安全課

年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
幼児事故	42件	0人	49人	38件	0人	45人	31件	0人	37人	23件	0人	23人	24件	0人	27人

5 子ども食堂開設支援補助金

子どもたちの健全な食の確保や地域の居場所として、子ども食堂が徒歩圏内で気軽に利用できる等身近な場所にできるよう、子ども食堂を開設する市民活動団体に対し、食器の購入等開設に必要な経費の助成を行っている。

市内子ども食堂の状況(令和5年4月1日現在)

名称	地区
おもしろ荘0円こども食堂	吉原
こども食堂富士見台	富士見台
シニア&子どもカフェ遊	今泉
J Aふじ伊豆こども食堂（ひまわり）	原田
J Aふじ伊豆こども食堂（たんぽぽ）	富士駅南
まんぷく製麺所子ども食堂	富士駅北
こども食堂うちっち	元吉原
こども食堂「絆」	元吉原
絆カレー	吉原
ハッピーマイルキッチン	吉原
すみっこ食堂8	鷹岡
陽だまりの家	大淵
こども食堂ひめな	吉永
子ども食堂フラワー	吉原

子ども食堂開設支援補助金交付状況

年 度	令和3年度	令和4年度
補助金交付団体	<ul style="list-style-type: none"> こども食堂うちっち こども食堂「絆」 	<ul style="list-style-type: none"> すみっこ食堂8 陽だまりの家 子ども食堂フラワー

3 子育て総合相談センター

子育て総合相談センターは、こども家庭課内に設置されており、安全な出産及び妊産婦の健康管理を図るため、また、乳幼児等が健康な生活を送ることができるように相談・保健指導等を行っている。

1 母子健康手帳交付

目的：母子健康手帳交付時に個別に面談し、妊婦の健康維持・増進のために相談に応じ、知識の普及をはかる。また産前や、産後の育児支援のために必要な保健事業につなげるきっかけとする。

対象：妊婦、その配偶者等

内容：妊娠届出書受理と母子健康手帳の交付、セルフプランの作成、妊娠・出産に関する保健指導

スタッフ：保健師、看護師

妊娠届出状況

(単位：人・%)

年度	区分	妊娠届出数		妊娠週数					妊娠届出者の状況		
				11以下	12～19	20～27	28以降	出産後	初妊婦	10代	外国人
平成30年度	実数	1,653	1,562	75	10	6	0	725	26	57	
	割合	100.0	94.5	4.5	0.6	0.4	0	43.9	1.6	3.4	
令和元年度	実数	1,603	1,518	68	9	5	3	753	40	84	
	割合	100.0	94.7	4.2	0.6	0.3	0.2	47.0	2.5	5.2	
令和2年度	実数	1,587	1,504	64	10	9	0	731	24	90	
	割合	100.0	94.8	4.0	0.6	0.6	0	46.1	1.5	5.7	
令和3年度	実数	1,531	1,463	50	11	6	1	702	24	74	
	割合	100.0	95.6	3.3	0.7	0.3	0.1	45.9	1.6	4.8	
令和4年度	実数	1,436	1,360	63	5	7	1	677	22	91	
	割合	100.0	94.7	4.4	0.3	0.5	0.1	47.1	1.5	6.3	

2 母子栄養強化事業

目的：生活保護世帯、市民税（住民税）及び所得税非課税世帯の妊産婦と乳児に対して栄養食品を支給し、健康の保持・増進を支える。

実施状況

年度	区分	支給対象者		支給延べ月	支給品目
		妊産婦（人）	乳児（人）	月数（月）	粉乳（箱）
平成30年度		17	0	54	162
令和元年度		10	0	53	159
令和2年度		12	0	33	99
令和3年度		15	0	43	129
令和4年度		9	0	28	84

3 ハイリスク妊産婦への支援

妊娠届出および転入した妊婦のハイリスク状況

(単位：件・人・%)

年度	区分	妊娠届出	転入した妊婦	合計	ハイリスクケース	
					人	割合
平成30年度		1,653	123	1,776	742	44.9
令和元年度		1,603	112	1,715	720	42.0
令和2年度		1,587	98	1,685	565	33.5
令和3年度		1,531	100	1,631	683	41.9
令和4年度		1,436	92	1,528	713	46.7

実施状況

(単位：人・件)

年度	区分	支援プラン作成(人)	家庭訪問						来所相談		電話相談		関係機関連絡	ケース会議
			妊婦		産婦		乳児等		妊産婦		妊産婦			
			実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数		
平成30年度		204	50	57	63	70	36	47	249	283	486	733	625	10
令和元年度		194	21	27	51	66	11	15	213	267	617	1,105	767	5
令和2年度		243	43	49	49	60	37	42	164	190	577	918	816	11
令和3年度		372	36	51	57	71	48	58	143	169	602	762	521	9
令和4年度		487	56	72	65	90	55	77	193	227	875	1,257	720	25

4 特定妊婦への支援

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする妊婦を特定妊婦とし、安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援を行っている。

実施状況

(単位：人・件)

年度	区分	対象者 実人数	支援方法(重複あり)							
			家庭訪問	電話相談	※1 来所相談	※1 健診相談	関係機関連絡	※2 医療機関連絡	実務者会議	ネットワーク会議
平成30年度		39	57	103	71	4	122	50	9	7
令和元年度		48	57	302	86	0	305	55	10	5
令和2年度		46	60	227	79	11	316	59	10	11
令和3年度		43	89	160	70	6	138	51	10	8
令和4年度		41	114	369	88	12	337	44	10	25

※1 健診相談は妊婦健康診査の受診介助を含む。

※2 医療機関連絡は、妊産婦及び母子支援連絡票の送付数。平成27年11月から、産科医療機関と市が連携し、支援を行う「妊産婦及び母子支援ネットワーク」を開始。

5 妊産婦及び母子支援ネットワーク

目的：特定妊婦等、気になる妊産婦や母子の早期発見や早期介入を行い、安心して出産・育児ができるよう医療機関と行政関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目のない支援ができるよう、妊産婦及び母子支援連絡票を活用する。

対象：特定妊婦等、出産後の子どもの養育について妊娠期から継続的な支援を特に必要とする者

運用状況<令和4年度>

(単位：件)

内訳	種類	妊産婦及び母子支援連絡票		妊産婦及び 母子支援報告票	その他 小児科等	
		妊婦	産婦・乳幼児		小児科	精神科
医療機関→富士市		14	381	0	5	0
富士市→医療機関		89	0	311	0	0

6 富士市内産科医療機関及び助産所等情報交換会

目的：市内産科医療機関及び助産所等の専門職（助産師、看護師等）と市保健師等が妊産婦支援に関する情報を共有し、胎児・乳児の虐待防止に努めるとともに、産前・産後ケアの充実を図る。また、関係機関と顔の見える関係を築き、より良い連携を図っていく。

実施状況：令和5年2月2日（木）13：30～15：30 富士市役所6階第1会議室 20名参加

7 多胎妊婦交流会

目的：多胎妊娠の妊婦が多胎育児をイメージしながら安心して出産し、育児を行うことができるよう、多胎育児経験者との交流や専門職による相談等を行う。

スタッフ：助産師、双子の子育て経験者（フジツインパワーズ）、保健師

実施状況：年3回

(単位：人)

日程	妊婦	家族（夫 他）
5月21日（土）	4	5
9月25日（土）	5	4
1月28日（土）	4	3

8 産前・産後サポート事業

目的：妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家や子育て経験者等の相談しやすい「話し相手」による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、健やかな育児ができるよう支援する。

スタッフ：助産師、子育て経験者

実施状況：年48回 利用相談400件 電話相談9件

(単位：人)

	参加組数	参加内訳				
	組数	妊婦	産婦	父	乳児	幼児
令和元年度	431	12	420	1	382	49
令和2年度	377	16	364	0	346	31
令和3年度	383	11	373	1	353	43
令和4年度	477	14	463	0	446	33

9 産後ケア事業

目的：生後1歳までの子どもと母親が、市内産科医療機関や助産所に一定期間宿泊、日帰り又は訪問することにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を高め、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。

実施状況

(単位：人・日・件・%)

区分 年度	実人数	宿泊			日帰り		訪問		申請理由					
		実人数	延人数	利用日数	実人数	延人数	実人数	延人数	レスパイト (休養)	体調不良	母乳育児ケア	授乳や育児等の指導	育児不安	その他
平成30年度	34	34	40	82	—	—	—	—	18	4	5	12	1	—
									45.0	10.0	12.5	30.3	2.5	—
令和元年度	47	47	56	204	—	—	—	—	23	4	11	17	1	—
									41.1	7.1	19.6	30.4	1.8	—
令和2年度	221	27	29	116	32	181	184	576	83	5	325	286	12	5
									14.4	0.9	56.4	49.7	2.1	0.9
令和3年度	296	28	31	95	87	197	253	672	134	10	452	390	26	0
									13.2	1.0	44.7	38.5	2.6	0.0
令和4年度	301	22	22	66	134	291	265	627	207	7	528	499	17	3
									16.4	0.6	41.9	39.6	1.3	0.2

10 はぐくむFUJI 家事育児サポート事業（令和3年度から事業開始）

目的：家事や育児の支援が必要な家庭に対して、家事、育児支援者（ヘルパー等）を派遣し、家事や育児の援助を行うことにより、対象者の負担や不安を軽減し、健やかな育児ができるよう支援する。

実施状況

区分 年度	申請数（人）	利用実人数（人）	利用時間（時間）
令和3年度	243	20	186
令和4年度	378	43	546

多胎利用状況

(単位：人・時間)

年度	区分				合計
	妊婦	0-1歳	1-2歳	2-3歳	
令和3年度	妊婦	0-1歳	1-2歳	2-3歳	合計
利用者数	0	1	1	0	2
利用時間	0	13	5	0	18
令和4年度	妊婦	0-1歳	1-2歳	2-3歳	合計
利用者数	2	2	1	0	5
利用時間	7	46	8	0	61

11 はぐくむFUJI 出産・子育て応援事業（令和5年1月開始事業）

目的：出産育児関連用品の購入費、妊娠期及び子育て期における支援サービスに係る利用者負担等の軽減を図るため、妊婦及び子育て家庭に対し、経済的支援として応援金を交付する。また、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期までの相談支援を充実させ、希望者に8か月相談を実施する。

(ア) はぐくむFUJI 出産・子育て応援金支給状況：

年度	区分	
	出産応援金 (件)	支給額 (円)
令和4年度	2,289	114,450,000

年度	区分	
	子育て応援金 (件)	支給額 (円)
令和4年度	1,258	62,900,000

相談実績：

(単位：人)

年度	区分		面接		電話	
	妊婦	産婦	妊婦	産婦		
令和4年度	80	105	41	66		

(イ) 妊娠8か月相談実施状況：

(単位：人)

年度	区分				
	8か月相談対象数	アンケート回収数	アンケート回収率	面接	電話
令和4年度	318	233	73.3%	8	16

12 出生届出時面接

目的：富士市で出生した母子が安心して過ごせるように、出生届出時に面接を行い、出生通知書で赤ちゃんの出生状況や産婦の健康状態を把握した上で、母子を支える家族の支援体制等を確認し、必要な支援につなぐ。

実施状況

年度	区分	出生数（人）	面接数（人）	実施率（％）
平成 30 年度		1,696	1,689	99.6
令和 元 年度		1,626	1,619	99.6
令和 2 年度		1,566	1,575	100.6
令和 3 年度		1,556	1,551	99.7
令和 4 年度		1,466	1,459	99.5

13 転入届出時面接

目的：富士市に転入してきた子どものいる世帯が安心して子育てができるよう、母子保健事業の紹介、子育て支援事業の紹介をする。育児状況等の面接を行い、支援が必要な世帯は、地域保健課の地区担当保健師や関係機関につなぐ。

実施状況

年度	区分	面接数（人）	乳児（人）	幼児（人）	就学時以上（人）
平成 30 年度		742	—	—	—
令和 元 年度		1,076	140	577	359
令和 2 年度		1,012	116	508	388
令和 3 年度		973	124	481	368
令和 4 年度		903	107	452	344

14 妊娠・出産・子育て相談

目的：妊娠・出産・子育てに関するワンストップの相談窓口として対応を行う。

スタッフ：保健師・看護師・保育士

実施状況

年度	区分	来所相談（件）	電話相談（件）
平成 30 年度		345	341
令和 元 年度		250	230
令和 2 年度		173	329
令和 3 年度		153	265
令和 4 年度		162	265

15 妊娠SOS相談

目的：望まない妊娠等、妊娠に関する何らかの問題を抱えた方への相談対応を行う。

スタッフ：保健師・看護師

実施状況

年度	区分	来所相談（件）	電話相談（件）
平成30年度		5	25
令和元年度		1	10
令和2年度		0	8
令和3年度		0	20
令和4年度		0	3

16 流産・死産相談

目的：流産・死産で何らかの心身の問題を抱えた方への相談対応を行う。

スタッフ：保健師・看護師

実施状況

年度	区分	来所相談（件）	電話相談（件）
令和3年度		0	3
令和4年度		0	1

4 要保護児童等の福祉

1 児童養護施設等への措置

(1) 乳児院

乳児を収容して養育する目的の施設で、児童養護施設に近い性格の施設である。

入所については、すべて児童相談所が関わる。市内には1か所の乳児院がある。

* 恩賜記念みどり園（芙蓉会）〒417-0001 今泉 2220 電話 53-5665 定員 26人

乳児院への入所状況＜各年度4月1日現在＞

（単位：人）

施設名	年度 性別	平成	令和	令和	令和	令和	
		30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
乳児院	恩賜記念みどり園	男	5	9	8	8	4
		女	6	8	2	6	6
		計	11	17	10	14	10
	静岡恵明学園乳児部	男	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0

(2) 児童養護施設

父母と死別、又は生死不明、遺棄等により保護者のいない児童、虐待されている児童、父母が長期入院又は拘禁されている児童、保護者が無知、無関心、放任等のため必要な衣食住及び監護を受けることができない児童を収容し、養育及び保護し、児童の自立を支援する施設である。入所については、すべて児童相談所が関わる。市内には3か所の児童養護施設がある。

- * ひまわり園 (芙蓉会) 〒417-0001 今泉 2220 電話 52-0402 定員 62 人
- * 誠信少年少女の家 (誠信会) 〒417-0847 比奈 1354 電話 34-0497 定員 30 人
- * 岩倉学園 (誠信会) 〒417-0801 大淵 4632-5 電話 35-0650 定員 30 人

児童養護施設への入所状況<各年度4月1日現在> (単位：人)

施設名	性別	年度	平成	令和	令和	令和	令和
		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
ひまわり園	男	14	22	14	19	17	
	女	9	17	13	13	14	
	計	23	39	27	32	31	
誠信少年少女の家	男	2	4	3	3	1	
	女	8	6	5	4	5	
	計	10	10	8	7	6	
聖心養護園	男	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
静岡恵明学園児童部	男	3	3	2	1	0	
	女	0	0	0	0	0	
	計	3	3	2	1	0	
岩倉学園	男	6	6	4	9	7	
	女	0	3	3	5	3	
	計	6	9	7	14	10	
地域小規模児童養護施設 ひろみ	男	0	0	0	0	0	
	女	3	3	2	3	3	
	計	3	3	2	3	3	
地域小規模児童養護施設 あやめ	男	—	—	—	0	0	
	女	—	—	—	1	1	
	計	—	—	—	1	1	
川奈臨海学園	男	1	2	2	2	3	
	女	4	2	1	1	1	
	計	5	4	3	3	4	
清明寮	男	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
静岡ホ一ム	男	2	2	2	2	1	
	女	1	1	1	1	1	
	計	3	3	3	3	2	

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、養育者の住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する施設である。入所については、すべて児童相談所が関わる。市内には1か所のファミリーホームがある。

*ファミリーホーム井出 〒417-0852 原田 1145-1 電話 67-0542 定員 6人

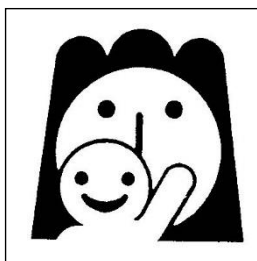
ファミリーホーム井出入所状況<各年度4月1日現在>

年度 性別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	0	0	0	0	0
女	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1

2 里親制度

保護者のない児童や、虐待、放任などにより、保護者に監護させるのが不相当と認められる児童を、個人の家庭（里親）に委託し、家族の一員として温かい愛情の中で養育することによって、児童の成長と福祉の保障を行う制度である。

里親とは、自分の家で養育することを希望した者が研修を受け、県知事が認め、里親登録簿に登録された人をいう。里親には、委託される里子の数に応じて里親委託費が支給される。



[里親の形態]

- ① 養育里親 こどもが社会で自立できるようになるまでの間、養育を行う。
(専門里親を含む)
- ② 養子縁組希望里親 養子縁組を前提として養育を行う。
- ③ 親族里親 三親等以内の親族が、児童の養育を行う。

里親のシンボルマーク

里親については、児童相談所が窓口となり、こどもの養育上の様々な問題に対応している。(令和5年4月1日現在、富士市内では49組が里親認定を受けて活動している。)

3 児童心理治療施設への措置

児童心理治療施設は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり、生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所させて治療を行う施設である。

当施設には、心理治療をするセラピスト、生活指導を担当する児童指導員、そして学校教育を担当する教員がおり、相互に連携しあい集団的な指導体制をとっている。入所については児童相談所が関わる。

県内に1施設、県立吉原林間学園がある。

* 吉原林間学園 〒419-0201 厚原 1628-1 電話 71-0075 (定員 50人)

吉原林間学園入所状況<各年度4月1日現在> (単位:人)

年度 性別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	6	8	4	5	2
女	3	4	1	2	2
計	9	12	5	7	4

4 非行

近年の非行の傾向としては、万引き、自転車などの窃盗や暴力行為などにより警察に補導される児童が多い。

罪を犯した児童は、その年齢により、少年法上の非行少年の一種である犯罪少年(14歳以上)と触法少年(14歳未満)に区別され、警察からの通告により児童相談所で処遇が検討される。児童相談所では、警察からの通告に基づき、児童や保護者との面接を通して、必要がある場合には、児童自立支援施設などの児童福祉施設への入所を検討したり、より重大な事案の場合には、家庭裁判所に送致することもある。

児童自立支援施設

非行問題を起こした児童、または起こすおそれのある児童及び、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導を要する児童を収容し、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設で、18歳未満が対象である。

入所については、すべて児童相談所が関わる。県内に1施設三方原学園がある。

* 三方原学園 〒431-3123 浜松市東区有玉西町 816 電話 (053) 472-2281 (定員 60人)

三方原学園入所状況<各年度4月1日現在> (単位:人)

年度 性別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	4	5	0	3	3
女	1	1	0	0	0
計	5	6	0	3	3

5 要保護児童対策地域協議会

平成18年4月より、要保護児童の早期発見及びその適切な保護、要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規程に基づき設置。

令和4年度実施状況

- ・ 代表者会議 2回開催
- ・ 実務者会議 12回開催
- ・ 個別ケース検討会議 93回開催
- ・ 児童虐待防止啓発 2回実施
- ・ こどもの虐待防止研修会 2回開催

6 養育支援ヘルパー派遣事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、委託した家事・育児に関する事業所に所属するヘルパーがその居宅を訪問し、育児援助・家事援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

区分	年度	令和3年度		令和4年度	
		実世帯（世帯）	延日数（日）	実世帯（世帯）	延日数（日）
	計	6	176	14	717

5 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、こども家庭課内に設置されており、家庭相談員と児童担当のケースワーカーが家庭における児童の育成の技術に関する事項、児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項について相談・指導を行っている。

家庭児童相談室における相談内容は、主として家庭環境等に起因するケースを担当している。

相談区分別相談数

(単位：人)

種別		内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養護 相談	児童虐待相談	虐待を受けた子どもに関する相談	243	377	389
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談	562	586	551
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾病（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談	1	2	0
障害 相談	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。（自閉症スペクトラム障害を含む。）	0	0	1
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談	1	3	1
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当）	0	1	1
育成 相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談	42	49	32
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類）	26	33	27
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談	3	1	2
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談	17	16	14
その他の相談		いずれにも該当しない相談	66	69	75
合計			961	1,137	1,093

6 保 育 施 設

1 保育所等の状況

本市は、令和5年4月1日現在、公立保育園18園、私立保育園12園、公立認定こども園1園、私立認定こども園16園、家庭的保育事業所7か所、公立小規模保育事業所2施設、私立小規模保育事業所13施設、事業所内保育事業所2施設の71園の保育所等にて保育サービスを行っており、定員4,848人に対して、現在4,513人の児童が利用している。

なお、市内の保育所等を利用している4,513人のうち50人は、住民票は他市町村にあるが、事情により富士市の保育所等を利用している他市町村からの受託児童である。

また、保護者の勤務地が市外にある等の理由により、他市町村の保育所等の利用希望がある場合については、他市町村への保育サービスも行っており、現在83人の児童を委託している。

少子高齢化の進行により、保育所等の利用対象となる年齢の児童数は減少傾向にあるが、最近の経済状況の中で、女性の就労が促進されていることや核家族化の進行などの理由から、保育所等の利用希望者は増加傾向にある。

他自治体と同様、本市においても待機児童の解消は重要な課題であり、公立幼稚園内への小規模保育事業所の施設整備、民間小規模保育事業所の設置支援、企業主導型保育事業所の施設整備に係る市単独補助金の整備などを積極的に行った結果、昨年を引き続き、本年4月の待機児童は0人となった。

引き続き、年間を通じた待機児童の解消を目指し、受け入れ枠の拡大を図っていく。

保育所等利用児童数と年齢別数＜各年度4月1日現在＞

(単位：人)

施設区分		年齢区分	乳 児 (0～3歳未満)	年 少 (3 歳)	年 中 (4 歳)	年 長 (5 歳)	計
令和 4年度	公立 受託児含む		554 (5)	355 (2)	392 (3)	388 (5)	1,689 (15)
	私立 受託児含む		1,197 (22)	530 (5)	582 (6)	568 (8)	2,877 (41)
	委 託 児		31	13	15	25	84
	合 計		1,782 (27)	898 (7)	989 (9)	981 (13)	4,650 (56)
令和 5年度	公立 受託児含む		530 (8)	340 (2)	367 (6)	401 (3)	1,638 (19)
	私立 受託児含む		1,224 (15)	520 (7)	541 (3)	590 (6)	2,875 (31)
	委 託 児		36	18	13	16	83
	合 計		1,790 (23)	878 (9)	921 (9)	1,007 (9)	4,596 (50)

※ () は他市町からの受託児童数再掲

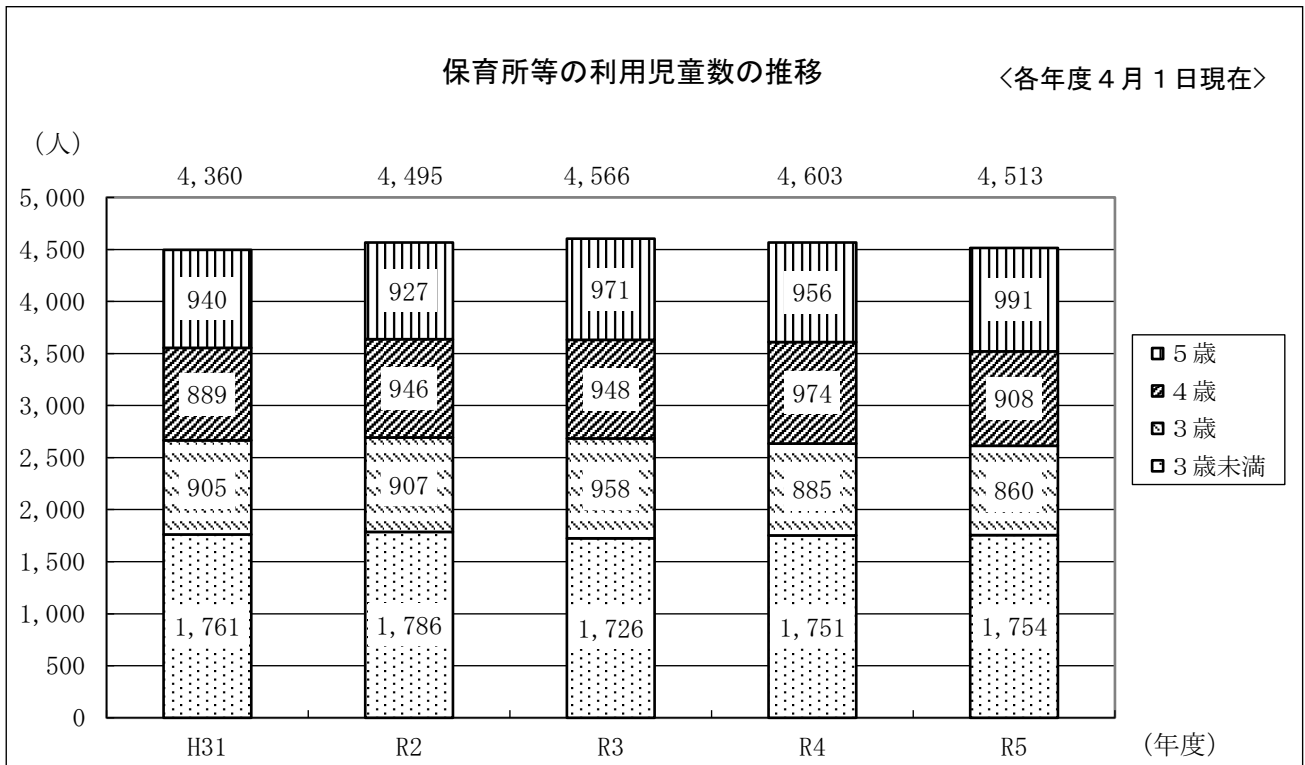
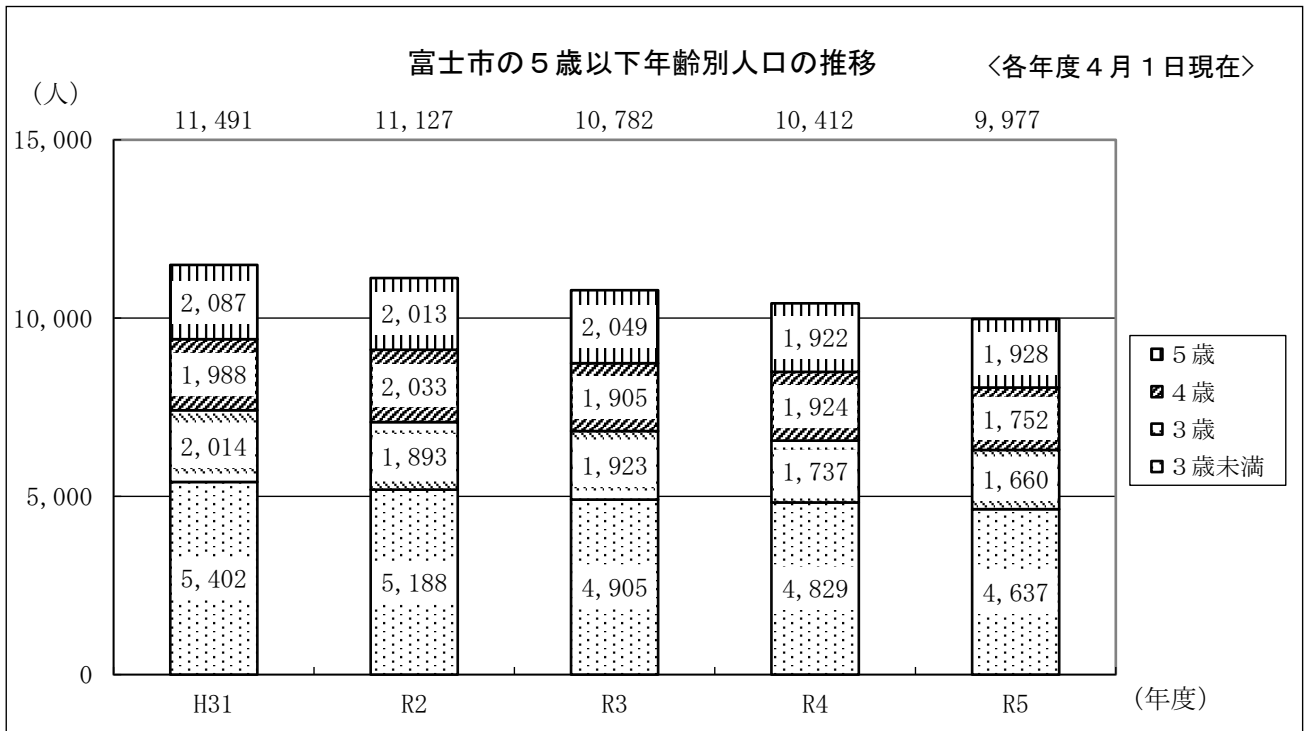
保育所等利用申込者数及び利用率＜各年度4月1日現在＞

(単位：人)

区 分		年齢区分	乳 児	年 少	年 中	年 長	計
令和 4年度	申 込 児 童 数		1,825	886	974	956	4,641
	利 用 児 童 数		1,751	885	974	956	4,566
	利用率 (%)		95.9	99.8	100.0	100.0	98.3
令和 5年度	申 込 児 童 数		1,885	864	908	991	4,648
	利 用 児 童 数		1,754	860	908	991	4,513
	利用率 (%)		93.1	99.5	100.0	100.0	97.1

※ 他市町保育所等への委託児童数除く

学齡前児童数及び利用児童数の推移



令和5年度 富士市保育料表

●下表の（ ）内は第2子の金額です。第3子は0円となります。

階層区分	定義	月額保育料		
		0～2歳児クラス（3号）		3～5歳児クラス （1号・2号）
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0	0	0円 （ただし、給食費は実費徴収） ※税額やきょうだいの数等により、給食費のうち、おかず代等の副食費が免除になる場合があります。
B	市民税非課税世帯	0	0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	11,100 (5,600)	10,900 (5,500)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯				
D1	市民税所得割額が 15,000円未満の世帯	13,000 (6,500)	12,700 (6,400)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D2	15,000円以上 32,000円未満の世帯	14,700 (7,400)	14,400 (7,200)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D3	32,000円以上 48,600円未満の世帯	16,400 (8,200)	16,100 (8,100)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D4	48,600円以上 60,000円未満の世帯	18,200 (9,100)	17,800 (8,900)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D5	60,000円以上 72,000円未満の世帯	21,200 (10,600)	20,800 (10,400)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D6	72,000円以上 84,000円未満の世帯	24,200 (12,100)	23,700 (11,900)	
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)	
D7	84,000円以上 97,000円未満の世帯	27,200 (13,600)	26,700 (13,400)	
	97,000円以上	30,200	29,600	
D8	115,000円未満の世帯	33,200	32,600	
	115,000円以上	33,200	32,600	
D9	133,000円未満の世帯	36,200	35,500	
	133,000円以上	36,200	35,500	
D10	151,000円未満の世帯	39,200	38,500	
	151,000円以上	39,200	38,500	
D11	169,000円未満の世帯	42,200	41,400	
	169,000円以上	42,200	41,400	
D12	213,000円未満の世帯	44,600	43,800	
	213,000円以上	44,600	43,800	
D13	257,000円未満の世帯	47,000	46,200	
	257,000円以上	47,000	46,200	
D14	301,000円未満の世帯	49,400	48,500	
	301,000円以上	49,400	48,500	
D15	333,000円未満の世帯	51,800	50,900	
	333,000円以上	51,800	50,900	
D16	365,000円未満の世帯	54,200	53,200	
	365,000円以上	54,200	53,200	
D17	397,000円未満の世帯	56,800	55,800	
	397,000円以上	56,800	55,800	
D18	397,000円以上の世帯	(28,400)	(27,900)	

【2人目以降の保育料】

0歳から小学校就学前（5歳児クラス）までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額（カッコ内の数字）、3人目以降は無料となる。

なお、この場合における児童の算定対象人数には、幼稚園・認定こども園・保育ママ・小規模保育・特別支援学校幼稚部・企業主導型保育施設等を利用している児童を含める。

ただし、B～D4階層は上記の年齢制限（0歳から5歳児クラス）及び通園の有無に関わらず、保護者と生計が同一の子どもの人数によって算定し、2人目は半額、3人目以降は0円となる。

【保育料の額】

富士市では、国が定める標準的な徴収金の額を、概ね3割軽減した額で保育料を定め、保護者の税

額に応じて保育料を負担していただいている。

4月から8月分の保育料額は、前年度の市民税額により決定し、9月から3月分の保育料額は現年度の市民税額により決定する。なお、階層を決定する際の基準は、原則として父母の税額を合算した額となるが、父母の収入だけでは生活が困難であると判断される場合は、同居者（祖父母等）の税額で保育料を算定する。令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラスから5歳児クラスと、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料が無償化された。

また、年齢区分は、令和5年4月1日現在の年齢が一年間適用される。

2 保育所等の給付費

保育所等にて児童の保育をする場合に、その児童の保育につき最低基準を維持するための費用で、その内訳は以下のように区分されており、毎年度、国から示される交付基準により定められている。

- ・ 基本分単価
 - ① 事務費（人件費、管理費）
 - ② 事業費（生活雑費）
- ・ その他の加算（所長設置加算、処遇改善加算等）

給付費は、児童の保育に要する経費として市町村から保育所等へ支弁されているが、この経費の負担は、国の徴収金基準額を差し引いた残余の額について、国が1/2、県が1/4、市が1/4の割合で負担するものとされている。（なお、公立保育所については、平成16年度より一般財源化されたため上記の負担割合とはならない）

3 多様な保育サービス事業

就労等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境を提供できるように多様な保育サービス事業を実施している。

(1) 延長保育事業

児童の保育必要量に応じた保育時間（8時間もしくは11時間）を超えて児童を保育し、保護者の就労等による保育需要に対応する事業

【11時間を超える延長保育を実施する園】

（公立保育園）第一、第二、杉の木、広見、蓼原、南、なかじま、岩本、森島、鷹岡、厚原、岩淵

（公立認定こども園）松野こども園

（私立保育園）全園

（私立認定こども園）認定こども園わかば幼稚園、すみれ認定こども園、認定こども園みのる幼稚園、たかおかこども園、富士中央幼稚園、認定こども園富士見台リズム、認定こども園岩松保育園、富士保育園

（小規模保育事業所）長田小児センター、保育所ちびっこハウス富士松本園、つぐみ、富士ことのは保育園、富士こでまり保育園

（事業所内保育事業所）新富士病院事業所内保育事業所ぶちっこ園、富士市立中央病院保育所

(2) 一時預かり事業

保護者の就労、就学、傷病による入院等により、家庭保育が困難となる就学前児童又は保護者の育児に伴う心理的若しくは肉体的負担を軽減するために、保育を必要とする就学前児童を一時的・緊急的に保育する事業

① 保護者の就労、就学等による保育サービス（非定型的保育サービス）

保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難となる児童を保育する事業（週2、3日程度で、ただし月15日を限度とする）

実施園（公立保育園等）第一、松野こども園、みなみっこ
 （私立保育園）伝法、富士見台リズム、富士わかば、蓮沼
 （私立認定こども園）たかおかこども園、中里
 （小規模保育事業所）つぐみ、長田小児センター
 （認可外保育施設）さんめい保育園、Baby Resort 菜桜

② 保護者の育児負担解消による保育サービス（私的理由による保育サービス）

育児負担を感じる保護者に対し、その解消のため児童を保育する事業（月5日を限度とし、連続して保育する場合は3日を限度とする）

実施園（公立保育園、公立認定こども園）第一、松野こども園
 （私立保育園）伝法、富士見台リズム、中里、みどりご、富士わかば、蓮沼
 （私立認定こども園）たかおかこども園
 （小規模保育事業所）つぐみ、長田小児センター
 （認可外保育施設）さんめい保育園

③ 保護者の傷病による入院、出産等による保育サービス（緊急保育サービス）

保護者の傷病による入院、出産、事故等社会的にやむを得ない理由で、家庭保育が困難となる児童を保育する事業（必要な期間。ただし、一つの理由で14日を限度とする）

実施園（公私立）全園（認定こども園、小規模保育事業所を含む）で実施

(3) 病児保育事業

乳児・幼児または小学校に就学している児童が、病気の回復期に至らない又は回復期にある状態にあって、集団保育が困難な期間、保護者が就労等の都合により家庭で育児を行うことができない場合、保育園等の専用スペースで一時的に預かる事業

実施園等

① 病児対応型（病気の回復期に至らない児童を保育する）

トータルファミリーケア北西医院、こどもクリニック中山医院、さんめい保育園
 長田小児センター

② 病後児対応型（病気の回復期にある児童を保育する）

富士見台リズム、中里、富士わかば、認定こども園曙幼稚園

(4) 休日保育事業

市内の保育園等に通う児童で、日曜日・国民の祝日等においても保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育する事業

実施園 (私立保育園) 富士わかば

4 家庭的保育事業 (保育ママ事業)

児童の保育に適する者を「保育ママ」と認定し、自宅等で、保育を必要とする年少未満の児童を保育する事業を実施している。

保育園等へ入園を希望する児童で、当該保育園等の定員等により入園できない「待機児童」の解消や多様な保育需要に柔軟に対応する事業として、平成12年度に開始し、令和4年度は、31人の児童が利用した。令和5年4月1日現在は、7人の保育ママ登録があり、21人の児童が利用している。

5 子育て応援隊

公立保育園・幼稚園の職員が、希望する家庭を訪問し、子育てに関する相談を受けたり、親子で遊べる遊びを一緒にしたりする中で、親の子育てに対する不安の解消を図るとともに、保育園・幼稚園の園庭開放事業等、地域の子育て情報を紹介し、子育て中の親子の支援を行う。

訪問日時 月曜日から金曜日まで (祝日を除く)

申し込み 保育幼稚園課

6 保育コンシェルジュ

保育幼稚園課窓口にて専任の相談員を配置し、保育サービスに関する情報を提供し、保護者の相談対応を行う。

7 子育て支援事業

(1) 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談、情報交換や遊び場の提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を実施している。

実施施設<令和5年4月1日現在>

(公立)		(私立)	
北西部児童館内	「トライアングル」	富士見台リズム保育園内	「なかよし会」
フィランセ東館内	「カスタネット」	中里保育園内	「ハーモニー」
松野こども園内	「ルンルン」	松岡保育園内	「ぼけっと」
東部児童館内	「タンバリン」	すみれ認定こども園内	「クローバー」
広見児童館内	「ハーモニカ」	認定こども園みのる幼稚園内	「トントウ」
		たかおかこども園内	「にこにこ」
		認定こども園曙幼稚園内	「ぽっかぽか」
		蓮沼保育園内	「メロディー」
		みらいてらす内	「コドモノプラス」
		認定こども園ふたば幼稚園正門東側	「ななかまど」
		富士ふたばこども園内	「なのはな文庫」

令和4年度利用状況（公立）

（単位：日・人・件）

センター	施設開放				育児相談		
	日	子ども	大人	合計	来園	電話	合計
トライアングル	243	3,572	3,163	6,735	1,257	1	1,258
カスタネット	292	5,106	4,827	9,933	900	34	934
ルンルン	238	1,081	875	1,956	239	0	239
タンバリン	243	2,071	1,822	3,893	1,013	8	1,021
ハーモニカ	136	887	785	1,672	225	0	225

令和4年度利用状況（私立）

（単位：日・人・件）

センター	施設開放				育児相談		
	日	子ども	大人	合計	来園	電話	合計
なかよし会	147	1,063	900	1,963	312	88	400
ハーモニー	173	1,020	765	1,785	38	8	46
ぽけっと	133	975	904	1,879	48	7	55
クローバー	128	380	368	748	259	68	327
トントウ	131	335	300	635	9	0	9
にこにこ	140	648	586	1,234	32	0	32
ぽっかぽか	135	2,462	2,195	4,657	771	0	771
メロディー	171	1,154	1,033	2,187	241	1	242
コドモノプラス	240	2,260	2,050	4,310	252	0	252
ななかまど	125	1,190	1,077	2,267	75	0	75
なのはな文庫	113	559	536	1,095	168	0	168

令和4年度利用状況（全センター合計）

（単位：日・人・件）

センター	施設開放			育児相談		
	子ども	大人	合計	来園	電話	合計
合計	24,763	22,186	46,949	5,839	215	6,054

(2) ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことのできる社会環境を築くとともに、地域の子育て支援を行うための制度で、援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「提供会員」がセンターに会員登録し、アドバイザーの仲立ちにより、子どもの世話を一時的に有料で援助活動を実施する。

会員数＜令和5年4月1日現在＞

区分	人数（人）
依頼会員	1,337
提供会員	279
両方会員	143
合計	1,759

- ・アドバイザー … 会員の相互援助活動の調整を行う。（2人）
- ・サブリーダー … 土曜・日曜、祝日等センター閉所時に、アドバイザーの代行をする。（4人）
- ・講習会 …………… 基本講習9講座（提供・両方会員は受講必須）
スキルアップ研修（令和4年度は2回開催）
- ・開所時間 …………… 月～金8:30～17:00（土日祝日は休所）

令和4年度活動状況

内 容	件 数 (件)	割 合 (%)
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	842	11.7
保育施設までの送迎	920	12.8
放課後児童クラブのお迎え	527	7.3
学校の放課後の子どもの預かり	1,680	23.4
子どもの習い事等の場合の援助	1,515	21.1
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	1,370	19.0
買い物等外出の際の子どもの預かり	94	1.3
その他	243	3.4
合 計	7,191	100.0

報酬額

平 日	昼間	600 円/時間
	早朝、夜間	700 円/時間
土・日 祝 日	昼間	700 円/時間
	早朝、夜間	800 円/時間

(3) ふじ子育てほっとステーション

乳幼児連れの保護者が、授乳やおむつ交換のために立ち寄ることができるスペースを「ふじ子育てほっとステーション」に指定し、子育て家族が安心して外出できるための施設を提供する。

「ふじ子育てほっとステーション」指定の施設は、フラッグ「旗」(右図)を掲示しており、授乳場所の確保や、おむつ交換台等を設置している。

令和5年4月1日現在、市内の公共施設や民間の保育所等を中心に、152か所の施設が「ふじ子育てほっとステーション」に指定されている。



(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子等を保護することが必要な場合等に、児童養護施設他、児童の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

ショートステイ 1回につき7日以内で養育・保護をする。

区分	年度	令和3年度		令和4年度	
		実人数 (人)	延日数 (日)	実人数 (人)	延日数 (日)
2 歳 未 満 児		16	273	20	221
2 歳 以 上 児		45	524	35	580
緊急一時保護の母親		0	0	1	4
合 計		61	797	56	805

トワイライトステイ 平日の夜間又は休日に養育・保護をする。

区分	年度	令和3年度		令和4年度	
		実人数(人)	延日数(日)	実人数(人)	延日数(日)
夜間養護事業		1	1	0	0
休日預かり事業		8	98	12	71
合計		9	99	12	71

7 児童の医療費助成事業・福祉の手当支給事業

1 こども医療費助成事業（富士市こども医療費助成金支給条例）

こどもに係る医療費を助成し、家庭の経済的負担の軽減とこどもの健全な育成を図るものとする。

助成制度の内容

	通院の場合	入院の場合
対象年齢	0歳～18歳 (18歳到達後最初の3月31日まで)	0歳～18歳 (18歳到達後最初の3月31日まで)
自己負担金	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月に5回以上通院した場合5回目以降は自己負担金なし	無料 (食事療養標準負担額を含む)
	処方箋の交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金なし	

令和4年度こども医療費助成件数

(単位：件)

区分	件数
未就学児の入院	1,018
小・中学生の入院	517
中学校修了後の入院	242
0歳児の通院	23,035
1歳～6歳就学前の通院	162,679
小・中学生の通院	221,381
中学校修了後の通院	63,954
養育・育成医療	1,148
計	473,974

助成対象児童数

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
41,434	40,977	40,002	39,301	38,308

2 未熟児養育医療

出生時体重2000g以下または生活力が特に薄弱で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたと未熟児に対し、保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費標準負担分の医療給付を行う。対象は1歳に満たない児童（1歳の誕生日の前々日まで）。

令和4年度助成状況 （単位：人・件）

助成人数	助成件数
28	95

3 児童手当の支給（児童手当法）

次代を担う児童の健全育成と資質の向上を図るため、児童の家庭生活の安定に寄与するよう、児童の養育者で次の支給要件に該当するものに児童手当を支給する。

〔支給要件〕

- ① 受給者及び児童が日本国内に住所を有すること。
- ② 中学校修了前までの児童を養育していること。
- ③ 児童が児童福祉施設等に入所している場合は、原則として児童福祉施設等が受給すること。
- ④ 児童と同居している保護者が受給すること。ただし、単身赴任等で別居後も父母が生計を同じくしている場合は、主たる生計維持者が受給すること。
- ⑤ 未成年後見人や、父母指定者（児童の父母等が国外に居住している場合に、児童の父母等が指定した者）についても、父母と同様の要件で支給されること。

〔支給月〕

6月（2月～5月分）・10月（6月～9月分）・2月（10月～1月分）

〔支給月額〕

3歳未満の児童	15,000円
3歳以上小学校修了前の児童	
第1子、第2子	10,000円
第3子以降	15,000円
小学校修了後中学校修了前の児童	10,000円
所得制限限度額以上所得上限限度額未満の受給者の児童(特例給付)	5,000円
所得上限限度額以上の受給者の児童	支給しない（令和4年6月分より）

令和4年度所得制限限度額、所得上限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0 人	622 万円	858 万円
1 人	660 万円	896 万円
2 人	698 万円	934 万円
3 人	736 万円	972 万円
4 人	774 万円	1,010 万円
5 人	812 万円	1,048 万円

令和4年度児童手当支給状況

(単位：人)

		被用者	非被用者	計	
受給者数		14,484	2,505	16,989	
支給対象延べ児童数	3歳未満	42,959	6,528	49,487	
	3歳以上 小学校修了前	第1,2子	145,337	25,901	171,238
		第3子以降	20,380	4,318	24,698
	小学校修了後中学校修了前		59,027	10,946	69,973
	特例給付		16,708	1,412	18,120
	小計		284,411	49,105	333,516
	児童福祉施設等			1,910	
	合計			335,426	

II ひとり親家庭等の福祉

1 ひとり親家庭等の現状

平成 29 年 9 月、児童扶養手当受給者を対象に実施した「単親家庭等実態調査」の結果報告によると、約 9 割の保護者が就業しているものの「パート・アルバイト」の割合が最も多く、現在の暮らしの状態が「苦しい」・「やや苦しい」との回答が約 7 割を占めている。また、保護者自身の悩みについては「家計」の悩みが最も多く、将来の不安においても「老後」・「貯蓄」・「家計」に不安を感じるとの回答が多くあり、ひとり親家庭等の家計の苦しい状況が再認識される結果となっている。

ひとり親家庭等は生活の基盤が脆弱で、経済的な不安を抱えた中で手のかかる幼い子どもの養育を図らねばならず、母子、父子ともに物心両面で大きな負担を強いられた状況の中での生活を余儀なくされている場合が非常に多い。そこで、これらひとり親家庭等に対する各種支援施策を実施し、ひとり親家庭等福祉の向上を図っている。

2 ひとり親家庭等福祉施策

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

母子家庭（寡婦を含む）または、父子家庭に対して、経済的自立と、生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付を行っている。

この制度は、昭和 28 年度から実施されているものであって、県を実施主体として、20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（男子）及び、20 歳以上の子を扶養する配偶者のない女子（男子）に対して貸し付けられている。資金は 12 種類あるが、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長等、年々内容の改善が図られている。

母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：件)

年度 資金の種類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
修学資金	57	36	41	47	47	39
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	47	36	37	42	43	38
事業開始資金	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	1	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	1	1	0
生活資金	0	0	0	1	2	1
計	104	72	78	92	93	78

2 ひとり親家庭等の支援

(1) 相談機関

ひとり親家庭等の相談機関として県東部健康福祉センターに、また平成28年度から本市でも母子父子自立支援員を配置している。

主なものは、就業能力及び求職活動に関する支援、子どもの教育、母子父子寡婦福祉資金の貸付、生活援護に関することであり、さらに、自立に必要な情報提供なども行う。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等に対して、生活・就職・住宅等の相談に応じるとともに、自立促進事業としてホームヘルパー養成やパソコン技能習得の講座開催など、ひとり親家庭等の福祉向上を図るための事業を実施している。

ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター） 東部支所

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 電話 055-951-8255

2 母子等福祉施設

(1) 母子生活支援施設

児童福祉法に定める児童福祉施設で配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とする。県内には、3施設が設置されている。

令和5年4月1日現在、2施設に2世帯が入所措置されている。

(2) 助産施設

児童福祉法に定める児童福祉施設で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする。富士市では、富士市立中央病院が助産施設の指定を受けている。令和4年度は、8人の措置を実施した。

3 ひとり親家庭等の医療費助成事業・手当支給事業

1 ひとり親家庭等医療費の助成（富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例）

ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図るため、昭和55年度から母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭や配偶者の心身に障害がある家庭で、現に20歳の誕生日の前日が属する月の末日までの間にある児童を扶養している場合に、医療費の助成を行っている。

〔助成内容〕

医療機関を受診したときの健康保険適用の自己負担金及び入院時の食事療養標準負担額を助成している。

〔助成の条件〕

医療費の助成が受けられる者は、扶養している者、および、生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。ただし、平成22年度改正前の所得税法上の年少扶養及び特定扶養の上乗せ分を控除した所得税額が非課税となる場合は助成の対象となる。

〔特例措置〕

ひとり親家庭等であつて、助成の条件に当てはまらない世帯であつても義務教育就学中の児童が14日を超える入院をした場合は、医療費の自己負担相当額を助成する。

ひとり親家庭等医療費助成事業

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給資格世帯数	受診件数	受給資格世帯数	受診件数	受給資格世帯数	受診件数
母子家庭	1,046	21,544	1,028	22,655	1,041	20,519
父子家庭	44	644	38	551	34	478
父母のない家庭	6	138	7	287	3	199
合計	1,096	22,326	1,073	23,493	1,078	21,196

2 児童扶養手当の支給（児童扶養手当法）

児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として児童扶養手当を支給する。

- ※ 平成22年8月分からは、父子家庭が支給対象者として追加された。
- ※ 平成26年12月分からは、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の手当を受給できるようになった。
- ※ 令和3年3月分からは、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の手当を受給できるようになった。

〔支給要件（対象となる児童）〕

以下のいずれかに該当し、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護している母、または養育している養育者、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父。

- ・ 父母が離婚（事実婚解消を含む）した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・ 父または母が死亡または生死不明である児童
- ・ 父または母が重度の障害の状態（年金の障害等級の1級程度）にある児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 以上の要件に該当するか明らかでない児童

〔支給制限〕

申請者及び申請者と生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えないこと。

〔支給月〕

認定請求をした日の属する月の翌月から支給開始となり、5月、7月、9月、11月、1月、3月に前月分までの手当を支給する。

〔手当月額〕（令和4年4月から）

全部支給は、対象児童が1人の場合月額 43,070 円、一部支給は所得に応じて、月額 43,060 円～10,160 円となっている。

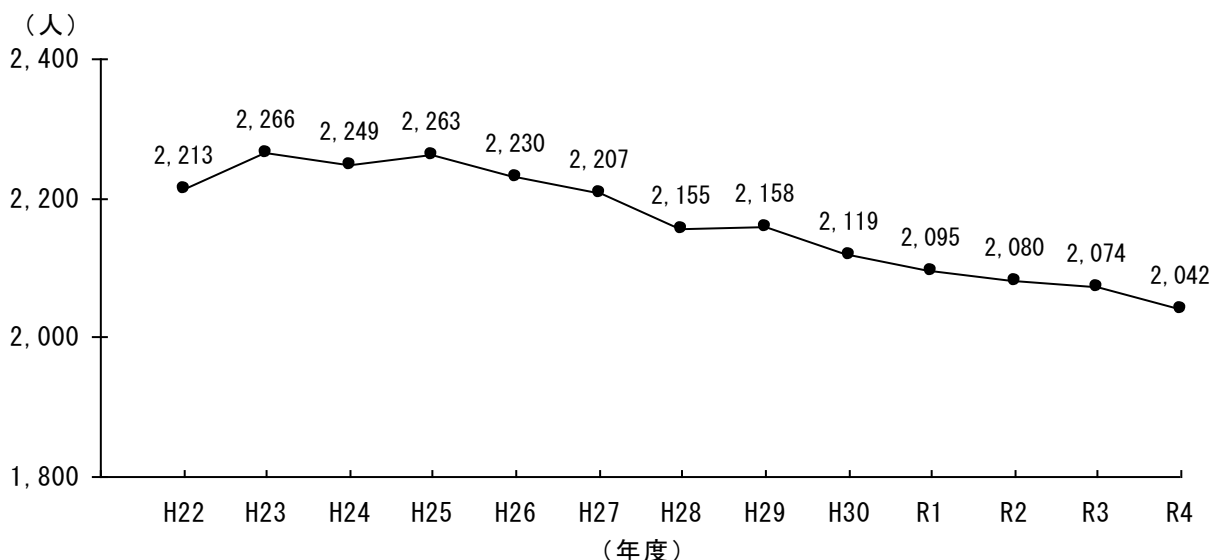
児童が2人の場合は、上記金額に 10,170 円～5,090 円、3人目以降は 6,100 円～3,050 円ずつ加算する。

令和4年度児童扶養手当扶助費支払実績 (単位：人)

区 分		延月人数
全部支給者		10,857
一部支給者		10,896
加算額	2子加算	8,753
	3子以降加算	2,866

児童扶養手当受給権者の推移

<各年度12月末現在>



3 富士市ひとり親家庭自立支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就職を促進するため、市が指定する職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料を補助するとともに、就職に有利な資格取得を行うため看護師等の養成機関で1年以上修業する場合に、生活費の負担軽減のための支給等を行う。

(1) 自立支援教育訓練給付金（富士市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱）

就職に有利な資格取得を行うため、市が指定する職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料を補助する。

〔支給対象者〕

- ・ 児童扶養手当支給水準の所得者
- ・ 事前相談で必要性が認められた者

〔対象講座〕

厚生労働大臣指定教育訓練講座

〔支給金額〕

- ・ 受講料の60%（上限20万円、雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講する場合は160万円（40万円×修学年数）、12,000円以下は対象外）
- ・ 雇用保険法による教育訓練給付金対象者は、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

(2) 高等職業訓練促進給付金（富士市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱）

母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格取得を行うため、看護師等の養成機関で1年以上受講する場合に、生活費の負担を軽減するために支給する。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が厳しい状況にあるひとり親家庭を支援し、就労につながる職業訓練の受講を促進するため、令和3、4年度に限り、訓練受講期間を「1年以上」から「6か月以上」に拡充した。

〔支給対象者〕

- ・ 児童扶養手当支給水準の所得者
- ・ 事前相談で必要性が認められた者

〔対象資格〕

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、はり師、灸師、あん摩・マッサージ指圧師、自動車整備士2級、調理師等

〔支給期間〕

修業する期間の全期間（上限4年）

〔支給金額〕

- ・ 高等職業訓練促進給付金（修学期間の最後の12月は40,000円増額）
 市民税非課税世帯 100,000円（140,000円）
 市民税課税世帯 70,500円（110,500円）
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金
 市民税非課税世帯 50,000円
 市民税課税世帯 25,000円

令和4年度支給状況

（単位：件）

	自立支援 教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	
		訓練促進給付金	修了支援給付金
支給	8	21	5

4 富士市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

（富士市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業実施要綱）

平成29年度から、ひとり親家庭の親又は児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を修了したとき及び合格したときに講座の受講経費の一部を支給する。

〔支給対象者〕

- ・ 児童扶養手当支給水準の所得者
- ・ 認定試験に合格することが就業のために必要であると認められる者
- ・ 事前相談で必要性が認められた者

〔対象講座〕

- ・ 認定試験の合格に必要な科目に係る講座として認められるもの

〔支給金額〕

- ・ 受講開始時給付金
講座の受講を開始した際、受講経費の30%（上限7万5千円、4千円以下は対象外）
- ・ 受講修了時給付金
講座の受講を修了した際、受講経費の10%（受講開始時給付金とあわせて10万円が上限、4千円以下は対象外）
- ・ 合格時給付金
受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了の日から起算して2年以内に認定試験に合格した場合、受講経費の20%（受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて15万円が上限）

令和4年度支給状況

(単位：件)

	受講修了時給付金	合格時給付金
支給	0	0

5 ひとり親家庭等児童入学祝金の支給（富士市ひとり親家庭等児童入学祝金支給要領）

ひとり親家庭等の児童・生徒が小学校又は中学校に入学するにあたり、健やかな成長を願って入学祝金を支給する。

〔支給金額〕

入学児童・生徒1人につき10,000円

〔支給対象児童〕

- ・ 母子・父子家庭の児童及び両親のいない児童
- ・ 両親のどちらかが重度障害者の家庭の児童

入学祝金支給人数の推移（小学生・中学生別）

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学生	157	136	166	133	152	137
中学生	231	248	237	257	243	226
計	388	384	403	390	395	363

入学祝金支給対象理由別の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子家庭	356	337	369	348	357	338
父子家庭	29	33	29	30	28	21
両親なし等	3	14	5	12	10	4
計	388	384	403	390	395	363